

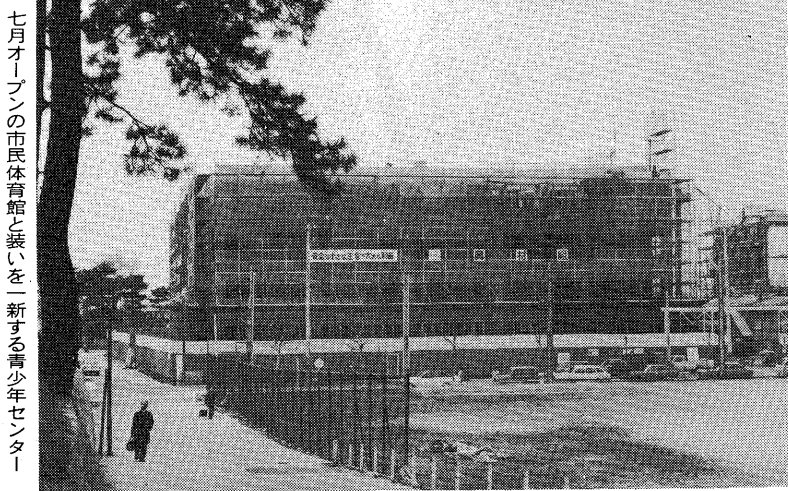
**市政電話サービス**  
市へのご意見・ご要望は休日など執務時間外でしたら  
意見・要望承り電話  
→ **4444**  
声の「広報あしや」  
シヤクショ  
31 **4894** ← 市政ニュースを24時間  
中お聞きいただけます

# 広報あしや

芦屋市の人口と面積  
— 3月1日推計人口 —

人口総数	72,941	世帯数	21,487
男	34,994	面積	16.07km <sup>2</sup>
女	37,947		

昭和47年 4月5日 第269号 発行所 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可(定価2円)



七月オープン市民体育館と並び、新する青少年センター

21世紀へ先駆ける新芦屋の建設をめざす四十七年度、本市の行政総合計画にもとづく第一年度の市政がスタートしました。そのために「芦屋の自然を生かした美しいまち—全市公園化へ」、「都市機能の完備したまち—豊かな文化生活を」、「市民福祉の行きとどいたまち—健康で文化的な人間環境を」実現するための諸施策を重点に、あわせて近代都市の基盤である「下水道事業の早期完成」と、国民的課題であり行政の責任である「同和対策事業」を強く推し進めていくことになりました。いっぽう、総額にして九十八億六千万円の本年度予算は、三月三日開会の第二回定例会で慎重に審議がつけられて、三月二十二日、原案どおり可決されました。このような各面に及ぶ昭和四十七年度市政の柱というものは、努力の方向づけをみなさんにお示ししたものであると同時に、重点的に実行しなければならぬ施策です。したがって、これらは、芦屋市が将来へ向かっていくうえで現時点において実行しておかねばならぬ急務ともいえます。さらにことばを変えらるるなら、国の経済発展などに伴って生じたさまざまな問題点、そして、市政の中でこれらの解決の方途を示したものと見えます。二十一世紀へ先駆けるようとする本市は、行政総合計画で明らかにした展望のもとに、まず昭和四十七年度諸施策を着実に進めたいと念願しています。

## 自然を生かしたまちづくりのための施策

- 1、公園・緑地の保全と整備 東山公園の造成と整備、北部第1号公園(東山町)第3号公園(朝日ヶ丘町)の造成、芦屋公園・三条公園その他公園の整備、仮称大東浜公園・仮称呉川公園の両児童公園と児童遊園の用地確保/ちびっこ広場の整備と確保/街路樹や公園の植栽と補植/奥池周辺公園化のための整備工事/緑を愛し育てる市民運動の展開/江尻川緑道新設の設計/霊園14,860平方メートルの第3期造成。
- 2、地域地区再編成のための調査や図面作成など
- 3、市街地の改造 国鉄芦屋駅周辺の整備計画の調査/阪急芦屋川周辺の現況測量/春日地区の土地区画整理事業の着手/中部土地区画整理事業を本年度で完了/北部土地区画整理事業の街路と水路の築造、舗装などを実施し本年度で完了。
- 4、環境衛生活動 か・はえを絶滅し、道路や側溝などの清掃強化/ごみ処理・し尿処理の設備や車両を充実。
- 5、海浜埋立地の土地利用計画の策定 公共用地を確保する計画の検討/関連の公共事業を行なう区分の検討。
- 6、文化財保護 朝日ヶ丘縄文遺跡の発掘調査/会下山遺跡の米倉改修など/金津山遺跡の整備。
- 7、環境保全に関する条例の制定 格調高いまちづくりと自然保護をねらいとした芦屋にふさわしい規範を定める。

## 市民福祉をより充実させるための施策

- 1、老人対策の強化 老人医療給付制度の無料化対象者の拡大や所得制限の緩和など/ねたきり老人の巡回相談と見舞金増額/そのほか老人家庭奉仕員の拡充・敬老年金受給年令の引き下げなど。
- 2、保育所の増設・整備 芦屋川以西に保育所を1ヶ所増設/打出保育所と大東保育所の整備/赤ちゃんホームを充実。
- 3、年金などの拡充 各種の年金手当の制限緩和と増額/生活保護とポーターライン層の対策強化/身体障害者への医療費助成制度創設。
- 4、安全対策 交通安全施設整備/公益灯の増設・改良・移設/防災計画の再検討/市民交通災害共済の加入金引き下げと見舞金増額。
- 5、公営住宅建設事業の推進 西蔵町の公営住宅を鉄筋コンクリートづくり4階建1棟24戸に建て替え。
- 6、公害対策 自動車公害防止のための設備資金貸付金制度を創設/第二阪神国道などの公害対策促進/公害測定網の整備。
- 7、生活科学教育と消費者行政 購買市民組織の拡充/消費生活モニターや生活科学展開催などによる消費者教育の展開。
- 8、中小企業育成と近代化推進 融資制度拡充/商業再開発調査実施

## 下水道施設を早く完成させるための施策

- 1、下水処理場の本年度事業 最初沈でん池の上屋工事/換気装置設備工事/汚水沈砂池の工事とその上屋工事/機械館の機械調達とすえ付け工事/本年度から来年度にかけて最初沈でん池機械・汚水沈砂池機械の調達とそのすえ付け工事など。
- 2、下水道管の本年度布設工事 のべ約10,600線の下水道管布設工事。

# 21世紀へ先駆ける 新芦屋の建設を 年度七

広報あしやの発行  
月二回に  
配布は広報委がご奉仕

## 同和対策事業促進のための施策

- 1、改良住宅建設事業 本年度はまず用地の確保、仮設住宅建設、実施設計などに着手。
- 2、各種施策の再検討と充実整備 各種就職支度金の充実/技能習得委託と扶助/融資わくの拡大・保証料利子補給など零細企業小口融資制度の充実/同和関係団体補助金の増額/教養講座などの充実/同和問題相談員の設置/生計援助制度の創設/住民健康管理対策強化など
- 3、同和教育の推進 同和教育啓蒙資料の作成・配布/同和教育協議会補助金の増額/同和教育講座や研修などの充実/修学金・入学支度金を支給する同和修学奨励金の増額など。

## 都市機能を完備するための施策

- 1、学校・幼稚園施設の設備 仮称山手第2小学校用地の確保/山手小学校講堂を改造/宮川小学校の北校舎の騒音対策と内部改修/岩園小学校の校舎の一部を改修/山手小学校に特別教室を4教室建設/精道中学校のクラブ室と体育倉庫を新築/山手中学校に6教室建設/市立芦屋高等学校のクラブ室などを増築/精道幼稚園の移転と改築工事/4月1日朝日ヶ丘小学校開校、同じく朝日ヶ丘幼稚園開園。
- 2、社会教育施設の充実 今夏オープンする新装の市民体育館・青少年センターの設備/青少年野外活動センターの取付道路、運動場、リフトなどの建設工事と電気工事、砂防工事など。
- 3、市民文化活動機能の充実 コミュニティセンターの計画推進/ルナホール設備の改善/ルナホール協会を中心としたルナホールにおける文化活動の推進/図書館閲覧室の冷房設備工事と図書館活動の充実/婦人学級・幼児教育学級・婦人教育グループ・婦人大学など婦人文化活動を推進/機器を充実して視聴覚教育を推進/市民文化祭開催。
- 4、市民の健康管理体制の充実 芦屋病院の冷房設備工事と医療機器の整備および看護職員・医療技術員の増員と看護婦宿舎増築/健康センターの効率的運営/ホームドクター制の検討。
- 5、道路・排水路の整備 道路舗装の新設と改良/稲荷山線道路の第二阪神国道から海岸までの間の街路事業/山ろく線道路の岩園町地区街路事業/街渠や市街地排水路の整備。
- 6、公共用地の取得 取得計画の樹立と組織の強化/都市整備公社の創設/公共用地先行取得債と阪神開発公社の活用など。

【大ホールでの催し】  
5日18時30分：関西西  
レレ公開録音サ・タカ  
ラスカ(整理券) ● 7日19時：青少年ピアノコンサ  
ート(三〇〇円) ● 8日14時：ルナ・ホール落成  
二周年記念行事、協賛行事(下欄参照) ● 15日18時  
：カワイ音楽教室講師リサイタル(三〇〇円) ● 16  
日12時30分：音楽のあるついで(入場無料) ● 20日  
10時：昭和四十七年度神戸生活協同組合新入者歡  
迎大会(関係者) ● 24日15時と18時30分：映画会  
「娘たちは風に吹かれて」(四〇〇円) ● 29日12時30  
分：芦屋三曲演奏会(入場無料) ● 30日13時：谷本  
音楽教室発表会(入場無料)

【小ホールでの催し】  
6日13時：ラブ・ゼネレー  
ションコンサート(一五〇円) ● 7日13時：つばき  
会(入場無料) ● 8日14時：ピアノ・エレクトーン  
発表会(入場無料) ● 14日13時：関西中学校PTA  
芦屋地区集會(関係者) ● 16日13時：ピアノ・パイ  
オリンおさらい会(入場無料) ● 29日13時：音楽同  
好会研究発表会(入場無料) ● 30日13時30分：フョ  
ークロックコンサート(入場無料)

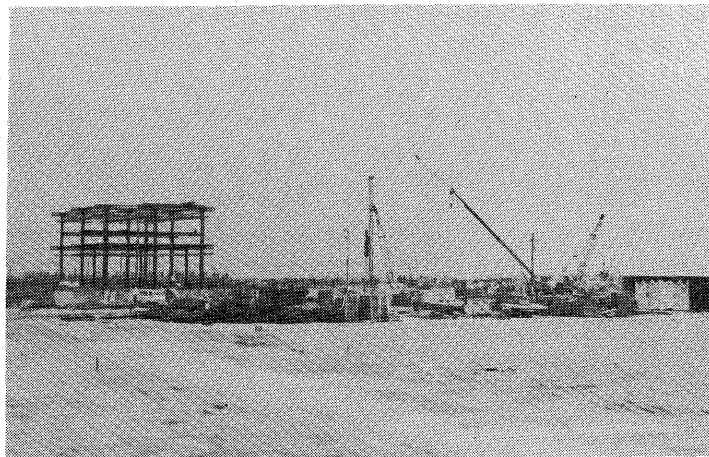
【大ホールでの催し】  
5日18時30分：関西西  
レレ公開録音サ・タカ  
ラスカ(整理券) ● 7日19時：青少年ピアノコンサ  
ート(三〇〇円) ● 8日14時：ルナ・ホール落成  
二周年記念行事、協賛行事(下欄参照) ● 15日18時  
：カワイ音楽教室講師リサイタル(三〇〇円) ● 16  
日12時30分：音楽のあるついで(入場無料) ● 20日  
10時：昭和四十七年度神戸生活協同組合新入者歡  
迎大会(関係者) ● 24日15時と18時30分：映画会  
「娘たちは風に吹かれて」(四〇〇円) ● 29日12時30  
分：芦屋三曲演奏会(入場無料) ● 30日13時：谷本  
音楽教室発表会(入場無料)

8日 午後 2:00~5:00  
**公開早碁**  
入場料前売 1,000円、当日 1,300円  
主催・芦屋市ルナホール協会

9日 午後 2:00~4:00  
午後 6:30~8:30  
芦屋民話「金兵衛車やけ車」より  
**炎上ほか2編**  
入場料 800円  
出演・主催 北山千鶴子ダンスカンパニー

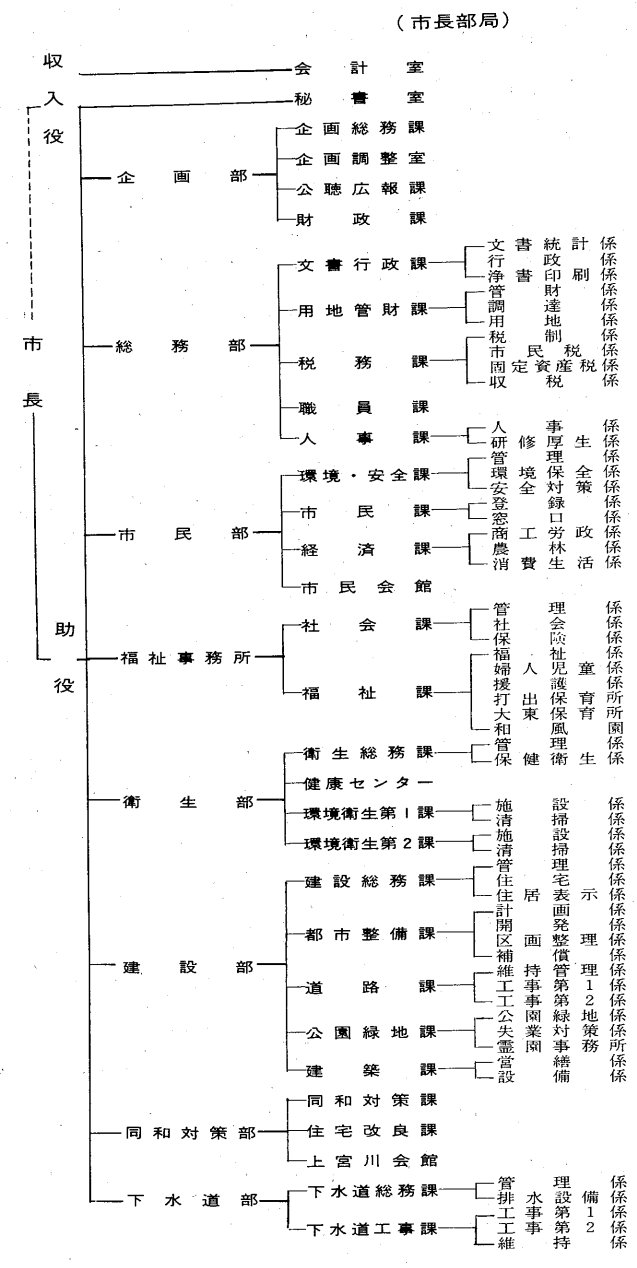
ルナホール  
**落成2周年**  
記念行事・協賛行事

12日~14日  
各日とも午後 6:15~8:15  
モーツァルト曲・オペラ  
「フィガロの結婚」全4幕  
入場料A席1,500円、B席1,200円  
関西歌劇団(指揮 朝比奈隆)  
出演・主催 むこアカデミー協会



埋立地と、その一角で建設が進んでいる下水処理場

### 市役所の新しい組織



## 市役所の組織を改正

### 4月 七部一三三十一課

四月一日から市役所の組織が変更されています。行政組織は行政需要の変化に伴い、財政班の機能を三つの課に分け、さらに公聴広報を加えてこの部に配置しました。福祉事務所は部相対となり、従来は市民部であった社会課もここに配置しました。同和行政のためには、同和対策部を新設して三つの課を配置し、また下水道部を新設して、それぞれ推進していくことになりました。

なお、市教育委員会事務局の組織も、従来の体育保健課と青少年課を「体育青少年課」にするなど、改正をされています。



市道川西線の西側を南北に走る市道川西線と阪神電鉄が立体交差している部分の拡幅工事が、先月二十日に完成しました。この工事で、これまで六車線だった道幅は、十車線となり、九車線の車道と五車線の歩道が両側にできまし。また、ガードの高さも四・五メートルと高くなっています。

### 市道川西線の阪神ガード拡幅終わる

市民グラウンドの西側を南北に走る市道川西線と阪神電鉄が立体交差している部分の拡幅工事が、先月二十日に完成しました。この工事で、これまで六車線だった道幅は、十車線となり、九車線の車道と五車線の歩道が両側にできまし。また、ガードの高さも四・五メートルと高くなっています。

## 本年度の固定資産税都市計画税

昭和四十七年度は固定資産税の評価額が急増していますので、評価額を前年度に近づけていくために、本年度は引き続き負担調整措置を講じています。したがって、固定資産税は前年度よりも十％から四十％減額されています。

また都市計画税は、前年度までは負担調整措置がなかったが、本年度からは評価額が課税標準額を超過する場合は、平均的に約二・五％減額されています。

### 春の全国交通安全運動

四月六日から十五日までの六日間は、歩行者事故と幼児の交通事故を防止するため、「スクールゾーン」の設定、「子どもと保護者に対する交通安全指導」に重点を置いて、春の全国交通安全運動を実施します。その重点の一つは「スクールゾーン」の設定です。交通安全の確保は、交通状況の変化に対応し、安全施設の整備と、交通規制の強化を推進しようとするものです。市内には四つの広場があり、それらを遊歩道で結んでいます。また、現在、松、つじなど約五十種の樹木が繁茂していますが、近接する場合にはこれらの施設を含め、

### 本年度 各 予算を可決

三月三日から二十日までの会期二十日間で開かれた第二回定例会では、本年度の各会計予算案の可決が、四十六年度補正予算案が審議されました。

△第一号議案(三月三日) △第一号議案「市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」 △第二号議案「市職員の特別勤務手当に関する条例の一部改正」 △第三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第一百号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」

## 同和問題を みんなのものに

【第11回】

別のおこりが職業に由来するとか、あるいは「えた」は日本人ではなく、異民族であるなどの考えが広まっていたにもかかわらず、政治における身分制がすべての差別の原因であると主張しています。

「人権を求めて、部落の人びとの解放をめざすためには、明治維新に多くの影響をあたえています。とくに一八七一年(明治四年)に太政官布告として「解放令」が出されました。

「解放令が部落の職業をうばう」法律、制度の上での解放は、差別からの実際の解放につながるものではありませんでした。「解放令」は、部落の人びとが平民と同様の職業につくことを許しましたが、そのために必要な条件を少しも保障せず、かえってこれまでの部落の人びとの特権とされてきた皮肉な結果を招きました。部落の人びとには、自由にはかかれない職業に移動する条件がなく、加えて政府は形式的な身分解放とともに、税の負担だけは平民同様に課し、続いて兵役の義務も負わせていったのです。

「解放令が部落の職業をうばう」法律、制度の上での解放は、差別からの実際の解放につながるものではありませんでした。「解放令」は、部落の人びとが平民と同様の職業につくことを許しましたが、そのために必要な条件を少しも保障せず、かえってこれまでの部落の人びとの特権とされてきた皮肉な結果を招きました。部落の人びとには、自由にはかかれない職業に移動する条件がなく、加えて政府は形式的な身分解放とともに、税の負担だけは平民同様に課し、続いて兵役の義務も負わせていったのです。

「解放令が部落の職業をうばう」法律、制度の上での解放は、差別からの実際の解放につながるものではありませんでした。「解放令」は、部落の人びとが平民と同様の職業につくことを許しましたが、そのために必要な条件を少しも保障せず、かえってこれまでの部落の人びとの特権とされてきた皮肉な結果を招きました。部落の人びとには、自由にはかかれない職業に移動する条件がなく、加えて政府は形式的な身分解放とともに、税の負担だけは平民同様に課し、続いて兵役の義務も負わせていったのです。

## 本年度 各 予算を可決

三月三日から二十日までの会期二十日間で開かれた第二回定例会では、本年度の各会計予算案の可決が、四十六年度補正予算案が審議されました。

△第一号議案(三月三日) △第一号議案「市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」 △第二号議案「市職員の特別勤務手当に関する条例の一部改正」 △第三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第二十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第三十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第四十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第五十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第六十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第七十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第八十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十一号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十二号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十三号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十四号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十五号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十六号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十七号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十八号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第九十九号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」 △第一百号議案「市職員の分限の手続および効果に関する条例の一部改正」

## 福祉センターの 教養講座

昭和47年度 受講生募集

受講料は無料です

■受講資格 次の福祉関係団体の会員とその家族(遺族会/海外引揚物故者遺族会/原爆被害者の会/身体障害者福祉協会関係団体/白菊会/傷痍軍人会関係団体/戦災死没者遺族会/手をつなぐ親の会/老人クラブ連合会)

■申込方法 市役所分庁舎福祉センターの団体事務室で、受講者本人がお申込みください。1人1種目、各種目とも先着順で定員になりしだいめきります。

■受付月日 4月17日(月)~21日(金)の午前9時~午後4時

お問い合わせは社会福祉協議会事務局(電話31-2121)へ

料理講座	(20人)
講道講座	(初級20人、上級20人)
書道講座	(初級30人、上級35人)
習字講座	(30人)
和裁講座	(初級20人、上級25人)
俳句講座	(初級20人、上級20人)
俳句講座	(初級20人、上級20人)
紙装講座	(20人)
手芸講座	(40人)

講座種目と定員



新用途地域の内容

住みよいまちづくりのために

先月の広報で新用途地域の概要をお知らせしましたので、今号でその内容について説明します。
①第一種住居専用地域 低層住宅地として良好な環境を保護する

お子さまの化粧品
化粧品は、子どもが大好きなアイテムです。しかし、化粧品には有害な成分が含まれている場合があります。

し尿取り料金・徴収方法変わる

四月一日から、し尿のくみ取り手数料と、その徴収方法が変わりました。改正されたくみ取り手数料は、月二回以内収集および処分をする場合、三人以下

大型ごみ 無料

七月に徴収しますが、水道料金を徴収に回しているお宅へは同じ料金で回収いたします。

商業統計調査
通産省では、4月下旬から5月上旬にかけて市内の小売・卸売の商店を対象に商業統計調査を行ないます。

8～9日は霊園内の交通を制限

4月8日と9日は、桜の花を楽しく鑑賞するために、霊園内の交通安全のため、園内への自動車乗り入れを禁止します。

休日の日直医師

4月9日重信医院(内科) 西山町2480 16日高安医院(内科・外科) 浜芦屋町3283

狂犬病予防注射と畜犬登録

本年度第1回目として4月3日から実施しています。きょう5日以後の日程と会場は次のとおりです。

官公署メモ

【保健所から】本年度調理師試験の願書を4月10日～20日受け付けます。
【警察署から】ことし7月1日現在で満18才以上28才未満(女子は24才未満)のかたを対象に、4月17日まで警察官募集中です。

固定資産税と軽自動車税の納期
固定資産税都市計画税の第1期、それに軽自動車税の47年度全期分の納期限は、いずれも5月1日です。

お早く下水受益者負担の申告を

朝日ヶ丘、親王塚、大原船戸、松原内各町の北部の土地所有者は、47年度に下水道受益者負担金を納めていただくこととなります。

朝日ヶ丘町賃貸住宅入居の申込受付

朝日ヶ丘町にある市民プールの北側で、兵庫県住宅供給公社が昨年引き続き「朝日ヶ丘町賃貸住宅」を建築中です。

市民の黒板

医療単価の引き上げ、保険利用率の増加などによって医療費が大幅にふえてきたため、本年度の国民健康保険の保険料率を次のように改正しました。

所得割...市・県民税の92% (前年度は84%)
資産割...固定資産税額の18% (前年度どおり)
世帯別平均割...3,240円 (前年度は2,400円)

第1期種痘の予防接種

いま、生後6ヵ月から24ヵ月までのお子さんを対象に無料で種痘予防接種を実施中です。上の記事でご説明をしました理由から、次の予防接種受託医療機関18ヵ所のいずれかで4月28日までの間にお受けください。

国の児童手当

①日本国民であること、②国内に住所があること、③昭和42年1月2日以後に生まれた児童を含む3人以上の18才未満の児童を養育していること

国民年金

20才以上60才未満で厚生年金や共済組合に加入していないかたはすべて国民年金にはいれねばなりません、加入しておかないと将来の保障も得られません。

予防接種の方法を変更

これまで市の行なう予防接種は、予防接種法という法律のもとに行われてきました。

燃えないゴミの収集予定

Table with 2 columns: Date (4月5日, 4月6日, etc.) and Location (若六山, 山宮, etc.)

燃えないゴミの収集予定

Table with 2 columns: Date (4月5日, 4月6日, etc.) and Location (月茶大竹, 精親清, etc.)

